

第94表 暴力団対策法に基づく中止命令等発出状況

(1) 年次別

区 分	中止命令	中止命令違反	再発防止命令	再発防止命令違反	事務所使用制限	禁止命令
平成14年	429	-	8	-	-	-
15	439	1	3	-	-	-
16	446	-	15	4	-	-
17	433	1	13	5	-	-
18	459	-	8	4	-	-
19	475	-	8	-	-	-
20	470	2	6	1	-	6
21	532	-	3	2	-	1
22	532	1	3	1	-	2
23	516	-	1	-	-	-

(2) 形態別

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成21年	平成22年	平成23年
総 数	532	532	516	3	3	1
9条	439	441	410	3	3	1
みかじめ料	48	51	38	-	-	-
用心棒料等	186	219	181	3	3	1
債務免除等	12	13	14	-	-	-
不当贈与	161	129	158	-	-	-
因縁要求	14	15	5	-	-	-
その他	18	14	14	-	-	-
16条	29	46	40	-	-	-
加入強要	9	20	15	-	-	-
脱退妨害	18	23	19	-	-	-
親族等	2	3	6	-	-	-
その他	64	45	66	-	-	-

(3) 団体別

区 分	中 止 命 令			再 発 防 止 命 令		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成21年	平成22年	平成23年
総 数	532	532	516	3	3	1
山 口 組	127	101	104	-	-	-
住 吉 会	223	211	208	3	2	1
稲 川 会	47	64	70	-	1	-
極 東 会	36	40	29	-	-	-
松 葉 会	36	70	36	-	-	-
その他の団体	5	1	3	-	-	-
一般人等	58	45	66	-	-	-

注1 暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

2 中止命令とは、指定暴力団員が暴力的要求行為をし、生活の平穏又は業務遂行上の平穏が害されていると認める場合に、警察署長が当該行為の中止等を命令することをいう。

数値：組織犯罪対策第三課